別紙１

７南八企第 574-2 号
令和８年２月 24 日

広報広聴課長　様

愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議
事務局（担当課長：八幡浜支局企画課長）

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議
事務局（担当課）	南予地方局保健福祉環境部　八幡浜支局企画課 （担当）医療対策係長　菰田　健太郎　　（内線）6-5050-279
設　置　根　拠	■　法　律　　□　条　例　　■　要綱等 （名称）医療法、 愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議設置要綱
設　置　年　月　日	平成 27 年６月 12 日
審議会・検討会等の内容	八幡浜・大洲構想区域における地域医療構想を策定し、その実現に関する事項や医療提供体制の課題に関する事項の調整・協議等を行う。
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和８年２月４日
公開・非公開の別 （決定の内容）	■　公　開　［□　全部公開　■　部分公開］　　□　非公開
公開・非公開に係る法令等の規定	□　有　　■　無

公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定
(4) 医療と介護の効率的な連携方法について（医療対策課・日本経営）	本議題の資料は、医療機関、消防本部等から提供を受けた一般に公開していないデータを含んでおり、当該情報が議事において公になると、当該医療機関の正当な利益を害するおそれがあるとともに、県民に誤解や憶測を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	“(1)-2 と 5”

摘　　要	新たな決定

報　告　日	令和８年２月 24 日

注１　会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

２　「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

３　「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の４（公開基準）の(1)の情報公開条例第７条例第２項第１号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

４　当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。